

平成20年2月26日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
労災管理課長補佐（経理担当）  
補償課長補佐（業務担当）

第三者行為災害に係る求償債権の回収業務の業務委託に関する  
調査について

第三者行為災害に係る求償債権の回収業務の業務委託（以下「業務委託」という。）については、平成17年7月19日付け基発0719002号により運用しているところであるが、適切な債権管理の実施に資する観点から、より効果的・効率的な制度の運用を図ることを目的として、当該制度の見直しを検討しているところである。

については、本件の検討に資するため、業務委託の実績及び需要等を調査する必要があることから、下記により報告されたい。

なお、本調査については、貴職において実施されたい。

記

- 1 別添の調査様式の各事項について、記入すること。
- 2 現在までに業務委託を行った案件については、案件ごとに、次の書類（写し）を送付すること。
  - ① 委託業務契約書
  - ② 委託業務終了報告書
  - ③ その他、委託業務の具体的内容が分かる書類（経過報告書等）
- 3 報告は、次によること。
  - (1) 期 限 平成20年3月10日（月）必着
  - (2) あて先 補償課通勤災害係
  - (3) 方 法 郵送によること。

※ 回答にあたり、参考資料等があれば別途添付すること。欄が不足している場合は、適宜別紙等を添付すること。

1 第三者行為災害に係る求償債権について

(1) 平成20年1月末日現在で未済となっている第三者行為災害による求償債権について、その債務者別件数及び総求償額

| 債務者      |    | 件数 | 総求償額 |
|----------|----|----|------|
| ① 保険会社   |    | 件  | 円    |
| ② 保険会社以外 | 法人 | 件  | 円    |
|          | 個人 | 件  | 円    |
| 合計       |    | 件  | 円    |

※ 法人と個人の双方に求償しているがどちらからも拒絶されている等複数の不真正連帯債務者に対する求償債権については、重複して計上すること。

(2) 求償債権の未済解消のために平成19年度において策定している計画

| 求償債権の未済解消のために策定している計画（平成19年度計画、中長期計画等）の有無 | 有<br>・<br>無 | （有とした場合）<br>計画の具体的内容 |
|---|-------------|----------------------|
|   |             |                      |

(3) 求償債権の管理体制

|  |  |
|--|--|
| ① 担当者における求償債権の管理状況(方法・頻度等具体的に記入する)         |  |
| ② 労災補償課長における求償債権の管理状況(進行管理の方法・程度等具体的に記入する) |  |

(4) 求償債権の未済解消のために平成19年度において講じた手法

|                 |   |                                       |            |                           |
|-----------------|---|---------------------------------------|------------|---------------------------|
| ① 臨戸徴収          | 実施した求償債権の件数(延べ回数)                       | 件( 回)                                 | (a)対象の選定方法 | (b)説明事項                   |
|                 | 1回当たりの所要時間(平均)                          | 時間                                    |            |                           |
| ② 電話督促          | 実施した求償債権の件数(延べ回数)                       | 件( 回)                                 | (a)対象の選定方法 | (b)説明事項                   |
|                 | 1回当たりの所要時間(平均)                          | 時間                                    |            |                           |
| ③ 文書督促          | 実施した求償債権の件数(延べ回数)                       | 件( 回)                                 | (a)対象の選定方法 | (b)文書内容                   |
|                 | 実施時期(一定時期とは、決められた時期(四半期ごと)にまとめて実施すること等) | 随時・一定時期<br>一定時期の場合、その回数(年 回)<br>時期( ) |            | ※ 実際に使用した督促文書を本様式に添付すること。 |
| ④ その他の督促<br>( ) | 実施した求償債権の件数(延べ回数)                       | 件( 回)                                 | (a)対象の選定方法 | (b)説明事項                   |
|                 | 1回当たりの所要時間(平均)                          | 時間                                    |            |                           |

(5) 現在債権額200万円以上及び100万円以上200万円未満の未済案件

| ①200万円以上 |                                   | ②100万円以上200万円未満 |                                   |
|----------|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 全件数      | うち職員が事務処理上対応することが困難となっている事案の件数(※) | 全件数             | うち職員が事務処理上対応することが困難となっている事案の件数(※) |
| 件        | 件                                 | 件               | 件                                 |

(※) 理由の如何を問わず、現に文書督促以外の対応ができないものの件数を計上すること。

2 業務委託の受託者（債権回収業務委託を行ったことがある局のみ回答すること。委託を行ったことがない局については→3(2)へ）

| ①受託者氏名 | ②受託者の属性                         | ③委託の経緯(どのようにして委託するに至ったか)                          | ④受託者の制度に対する意見・要望(現時点で把握しているもの) |
|--------|---------------------------------|---|--------------------------------|
|        | ① 法務専門員<br>② ①以外の弁護士<br>③ 弁護士法人 | ① 直接依頼<br>② 法務専門員からの紹介<br>③ 弁護士会からの紹介<br>④ その他( ) |                                |
|        | ① 法務専門員<br>② ①以外の弁護士<br>③ 弁護士法人 | ① 直接依頼<br>② 法務専門員からの紹介<br>③ 弁護士会からの紹介<br>④ その他( ) |                                |
|        | ① 法務専門員<br>② ①以外の弁護士<br>③ 弁護士法人 | ① 直接依頼<br>② 法務専門員からの紹介<br>③ 弁護士会からの紹介<br>④ その他( ) |                                |
|        | ① 法務専門員<br>② ①以外の弁護士<br>③ 弁護士法人 | ① 直接依頼<br>② 法務専門員からの紹介<br>③ 弁護士会からの紹介<br>④ その他( ) |                                |

3 (1) その他 (債権回収業務委託を行ったことがある局のみ回答すること。)

|  |  |
|--|--|
| ① 弁護士等(受託者)の委託に当たり、苦慮したことは何か(委託で斬る弁護士が見つからない等具体的に) |  |
| ② 委託事務に際し、参考となるとと思われる資料等はあるか(書籍、判例集等具体的に)          |  |
| ③ 受託業務の遂行に当たり、効果的な手法を取っていればその具体的内容                 |  |
| ④ 局と受託者との連携はどのようにしているか(局のサポート内容、弁護士からの報告内容等具体的に)   |  |
| ⑤ 受託者は報酬額等についてどのように考えているか(報酬額が適当か否か、報酬額の決定方法について)  |  |
| ⑥ 回収に成功したものの理由                                     |  |
| ⑦ 回収に失敗したものの理由                                     |  |

→3 (3) へ

(2) その他 (債権回収業務委託を行ったことがない局のみ回答すること。)

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 債権回収業務委託を行ったことがない<br>具体的理由 |  |
|----------------------------|--|

(3) その他 (全局回答事項)

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 債権回収業務委託<br>制度に対する意<br>見・要望等 |  |
|------------------------------|--|